

## 公募要項

### 1. 業務名

戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』のマーケティング・PR コンサルティング業務

### 2. 業務の目的、概要

筑波大学は、令和5年6月～令和10年3月実施予定の「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」 サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』」の代表研究機関となっている。本課題において、現在 ①DX 伴走型支援としての妊娠期・産後女性を対象としたハイブリッド型運動・相談教室 (MOM UP PARK (以下、「MUP」という。)) の開発及び社会実装 ②働く女性の健康改善のための中小企業を巻き込んだ健康経営の制度とモデルの開発を行っている。特に、①については、令和5年度～6年度での開発と、12自治体・コミュニティにおいて実装し、スモール PoC を経て、令和7年度に本格実装に向けてビジネスモデル構築を開始した。令和8年度はさらに事業化を加速する。

なお、令和7年度は、MUP を「うごく・まなぶ・つながる」の3要素に再構築し、専門機関と連携したコンディショニング導入やリテラシー向上プログラムの強化、指導者育成により伴走型支援の質を向上させた。このプログラム刷新により予約数は約2倍、リピート率は+6ポイント、効果実感指標も+16.9ポイント改善するなど、継続率向上の兆しが得られた。

更に、無関心層対策として20分の特別プログラム (専門家による最新知見の講義をライブ・オンデマンドで提供) を展開し、LINE 登録のみで参加可能とする低負荷設計により継続的な情報接触を実現した。その結果、参加後の即時予約率30.2%を達成するなど、行動変容効果を確認した。

また、累計会員数は約1,600人となり、無料の20分の特別プログラムについては、約7,000人への情報提供を実現し、自治体14団体での展開が進んだ。チャンネル別では、自治体介入により会員化率13.6%の成功事例を創出している。

これらの成果に対して、課題としては、令和10年目標である会員1万人に対しては会員数が不足していることであり、集客戦略における最重要課題として、社会的な周知不足があると考えている。これは、子育て女性が直面している課題が「社会事」になっていないために、女性自身がセルフケアの重要性に気が付いておらず、また周囲の支えが不足している状況であり、社会的な関心が醸成されていない状態で、保健師や企業チャンネル、BtoCの施策を打っても、MUPへの会員化率が上がらないのが現状である。加え

て、ターゲットへのリーチボリュームや情報提供の頻度が少なく、接点が限られていることも課題である。この課題に対しては、自治体だけに頼るのではなく、企業での広がりを期待する。

そのため、①における社会実装のためのマーケティング・PRのコンサルティングを引き続き実施することとし、令和8年度においては、子育て女性の課題が社会事化され、地域全体でこの課題に取り組む気運が醸成されるようなエリアマーケティング、企業によるMUPの拡大の2点に特に重点をおいて取り組み、令和10年3月の事業終了時点でのKPI（Key Performance Indicator；会員1万人、継続率8割）をめざす。

## ■ 『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』の概要

【実施期間】 実施機関の令和5年6月30日(金)から令和10年3月31日(金)まで

### 【研究開発の背景】

子育て家庭は、経済面、育児負担等の様々な課題を抱え、妊婦・子育て女性における心身の健康度の悪化が指摘されている。しかし、妊婦・子育て女性自身の心身をケアする施策は不十分といえる。当事者自身の健康維持は、育児に伴う疲労軽減やメンタルヘルスの悪化予防のために不可欠であるにも関わらず、子育て中心の生活により自身のケアは後回しになりがちである。その背景には、妊娠前からの痩せすぎや健康リテラシーの低さ、また子育てと並行して自身のケアをする時間を持つことに対し当事者が後ろめたさを感じやすい風潮もある。このため、妊婦・子育て女性の心身の健康への自律的な取り組み促進と、子育て家庭をとりまく地域社会の寛容性の向上が必要である。

また、働く女性が抱える健康課題の深刻さと女性特有の健康課題による経済損失も現代日本の課題のひとつである。その背景には、企業内での女性特有の健康課題に対する理解の乏しさによる取り組み不足や、女性の痩せや運動不足など日本の若年女性全体が抱える基礎体力の低下といったことがあげられる。

### 【研究開発の内容】

本研究開発では、妊産婦を含む女性の自律的健康行動の促進に加えて、社会全体の子育てへの寛容性向上、働く女性の健康への職場のリテラシー向上を図る。具体的な取組内容は、女性の健康状態の改善を目指したDX伴走型支援MUPの開発、女性版健康経営を推進するための制度とモデルの開発に加えて、女性の自律的健康行動の促進のためのPR技術の開発、そして、子育て女性を支えたり、当事者が自分自身に時間をかけることを推奨したりする周囲の環境構築、企業内での女性特有の健康課題への理解の促進のためのPR技術の開発を行う。このPR技術は通常のPR技術とは異なり、子育てや就業中（多くは両立をしている状況）の多忙な女性が自分自身のケアをすることを促進するといった点で非常に挑戦的である。

なお、今回の業務は、女性版健康経営を推進するための制度とモデルの開発及び企業内での女性特有の健康課題への理解の促進のためのPR技術の開発には関連しない。

本業務では、

① MUPにおけるマーケティング戦略立案並びに伴走型コンサルティング支援

- ② MUP の PR 戦略立案とそれに基づく戦術面での実行計画の策定
- ③ MUP のプロジェクト推進のためのプロジェクトマネジメント・PMO 機能を委託する。

### 3. 業務内容

戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』のマーケティング・PR コンサルティング業務 (詳細は仕様書のとおり)

### 4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 46 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 47 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格 (全省庁統一資格) 又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和 8 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 国の行う事業や大学及び研究機関等のマーケティング・PR コンサルティング実績を 2 年以内で 1 件以上有すること。

### 5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

### 6. 仕様書の交付並びに企画提案書の提出方法等

#### (1) 仕様書の交付

仕様書は本公告添付のファイルからダウンロードすること。

#### (2) 企画提案書の提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1

国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第三担当

TEL : 029-853-2133 FAX : 029-853-2332

E-mail : otake.runa.en@un.tsukuba.ac.jp

#### (3) 説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

#### (4) 質問事項の受付・回答

〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1

国立大学法人筑波大学 松島みどり研究室 (3K420 室)

TEL : 029-853-6299 E-mail : matsushima.midori.gb@u.tsukuba.ac.jp

質問受付期限 : 令和 8 年 7 月 3 日 12 時 00 分まで

質問への回答は令和8年7月8日 15時00分までに行う。

質問はE-mailで受付・送付・回答を行う。送信件名は次のとおりとすること。

送信件名：【質問】SIP包摂・C1コンサルティング業務

(5) 企画提案書の提出方法

以下の資料を企画提案書として持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等の場合は、配達証明又は到着日時の記録が残るものを使用すること。

企画提案申請書（様式1）・・・正1部、写5部、電子データ（CD-R等）

以下の資料を添付すること

- ① 令和8年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
- ② 会社等組織の概要が分かる資料（要覧、会社案内パンフレット、定款等）
- ③ 過去2年間における、国の行う事業や大学及び研究機関等のマーケティング・PRコンサルティングに関する活動実績（当該活動が契約に基づいて行われたものである場合は、その相手方、件名、契約日、契約金額等が記載されている書類（契約書・仕様書等）も提出すること）
- ④ 企画提案書（提案内容は仕様書を基に提案すること）
- ⑤ 当業務全体に係る実施計画（業務途中での計画変更に対する対応の記載を含む）及び実施体制（人員配置等）
- ⑥ 報告書の構成案（記載事項案及び分量等を明記）
- ⑦ 概算見積書（積算内訳を含む）
- ⑧ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑨ 再委託承諾申請書（様式2）

※業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。

再委託に関する取扱い

URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(6) 企画提案書の作成方法等

- ① A4縦の用紙に横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じA4横又はA3版の折り込みも可とする。
- ② 書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ③ 書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書は返却しない。
- ④ 企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用及び転載等を禁止する。

(7) 企画提案書の提出期限

提出期限：令和8年7月14日 16時00分 必着

上記(2)に示す住所に郵送等で送付すること。

(8) 企画提案書の無効

- ① 企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
- ② 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ③ 提出期限までに提出されなかった企画提案書
- ④ 仕様書で要求した本件業務の要求要件を満たしていない企画提案書

## 7. 業務期間、業務規模（予算）及び採択数

業務期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

業務規模：6,370万円以下（消費税及び地方消費税を除く。）

採択数：1件

## 8. ヒアリングの実施について

提出された一部又は全部の企画提案書に対するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程は対象者に別途通知する。

## 9. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を提出した応募者を契約予定者として選定する。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。
- (2) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (3) 契約書の作成の要否 要。
- (4) 選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

## 10. スケジュール

- (1) 公募公告期間：令和8年6月26日～令和8年7月14日
- (2) 質問等の受付期限：令和8年7月3日 12時00分
- (3) 質問等の回答期限：令和8年7月8日 15時00分
- (4) 企画提案書の提出期限：令和8年7月14日 16時00分 必着
- (5) 審査：令和8年7月15日～令和8年7月22日（ヒアリングを実施する場合の日程は対象者に別途通知する）
- (6) 選考終了：令和8年7月22日予定
- (7) 契約締結：令和8年8月下旬予定
- (8) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

## 11. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

様式 1

受付番号 ※	
-----------	--

筑波大学記入欄（申請者記入不要）

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称 : \_\_\_\_\_  
 代表者職名 : \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』のマーケティング・PRコンサルティング業務」について、当団体は公募要項記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』のマーケティング・PRコンサルティング業務」に関する

企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	役 職 名		印又は 署名
	ふりがな		
	氏 名		
所 在 地	(〒 - )		

## 2. 添付書類

- ① 令和8年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書の写し
- ② 会社等組織の概要が分かる資料
- ③ 過去2年間における、国の行う事業や大学及び研究機関等のマーケティング・PRコンサルティングに関する活動実績
- ④ 企画提案書(提案内容は仕様書を基に提案すること)
- ⑤ 当業務全体に係る実施計画及び実施体制(人員配置等)
- ⑥ 報告書の構成案(記載事項案及び分量等を明記)
- ⑦ 概算見積書
- ⑧ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

※添付書類については、必用に応じ追加・修正すること。

### ◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

( ふ り が な )	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 ( 内 線 番 号 )	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 ( 団 体 所 在 地 と 異 な る 場 合 に 記 載 )	

以上

様式2

## 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

㊟

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』のマーケティング・PR コンサルティング業務」の企画競争に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いたします。

記

どちらかを○で選択

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名  
住 所：  
名 称：  
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）  
○○○○○円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）  
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）  
 継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）  
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

以上

## 審査基準

### 1. 選定方法

企画提案書に基づき、筑波大学内に設置する企画選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、書類選考を実施し、必要に応じてヒアリングも実施する。委員は、提出された企画案ごとに、提案内容の事項ごとについて採点する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

### 2. 選考実施日

令和8年7月15日～令和8年7月22日

### 3. 評価項目

「業務仕様書4. 業務内容」を踏まえ、以下に示す事項ごとに審査基準に基づき提案すること。

＜業務実施主体及び業務内容に関する評価＞

- (1) 国の行う事業や大学及び研究機関等のマーケティング・PRコンサルティング実績が2年以内で1件以上あること。なお、当該実績が無い者の提案は不合格とする。
- (2) 業務内容①～③について、マーケティングの経験が豊富で、且つ、得意とする1名、PRの専門家1名、ビジネスコンサルタントとしての経験が豊富でマネジメントに長けた1名、調査分析のスキルをもつ1名(計4名)以上でチームを編成していること。
- (3) 業務内容①について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。
- (4) 業務内容②について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。
- (5) 業務内容③について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。

＜ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価＞

- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

### 4. 評価基準

- (1) 「業務実施主体及び業務内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

なお、各評価要素の点数には「重要」(3)、「やや重要」(2)、「普通」(1)のウェイトを掛ける。また、上記3. 評価項目「(6)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、下記「(2)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準」のとおり点数を付ける。以上を合算したものを企画案ごとの得点とする。

(2) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価する。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1） = 2. 7点
- ・えるぼし認定3段階目（※2） = 2. 2点
- ・えるぼし認定2段階目（※2） = 1. 8点
- ・えるぼし認定1段階目（※2） = 1. 1点
- ・行動計画策定済（※3） = 0. 5点

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4） = 2. 7点
- ・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※5） = 2. 0点
- ・くるみん（令和4年4月1日～令和8年3月31日までの基準）（※6） = 1. 8点
- ・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※7） = 1. 8点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※8） = 1. 6点
- ・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※9） = 1. 4点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※10） = 1. 1点
- ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ※3、※11 = 0. 5点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、注10の認定を除く。）

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定

※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝2.0点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

## 5. 企画提案の決定

選考委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、企画提案の内容によっては、提案した事業者が1者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

## 6. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。

評価シート 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) サブ課題 C1 『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』のマーケティング・PR コンサルティング業務

整理番号：	申請者の商号又は名称：
-------	-------------

◆評価者氏名： \_\_\_\_\_

評価項目		評価	ウェイト	得点
1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価				
(1)	国の行う事業や大学及び研究機関等のマーケティング・PR コンサルティング実績が2年以内で1件以上あること。なお、当該実績が無い者の提案は不合格とする。		1	
(2)	業務内容①～③について、経験豊富なマーケティング専門家1名、PR 専門家1名、ビジネスコンサルタントとしての経験が豊富でマネジメントに長けた1名、調査分析のスキルをもつ1名(計4名)以上でチームを編成していること。		3	
(3)	業務内容①について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。		2	
(4)	業務内容②について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。		2	
(5)	業務内容③について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。		2	
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価				
(6)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する状況		—	
合 計				

「1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価」について、「大変優れている」(5点)、「優れている」(4点)、「普通」(3点)、「やや劣っている」(2点)、「劣っている」(1点)として、評価欄に点数を記入すること。

「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、審査基準に定める点数を付ける。

## 仕様書

### 1. 業務名

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』のマーケティング・PR コンサルティング業務

### 2. 業務の目的、概要

筑波大学は、令和 5 年 6 月～令和 10 年 3 月実施予定の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』の代表研究機関となっている。本課題において、現在 ①DX 伴走型支援としての妊娠期・産後女性を対象としたハイブリッド型運動・相談教室（MOM UP PARK（以下、「MUP」という。））の開発及び社会実装 ②働く女性の健康改善のための中小企業を巻き込んだ健康経営の制度とモデルの開発を行っている。特に、①については、令和 5 年度～6 年度での開発と、12 自治体・コミュニティにおいて実装し、スモール PoC を経て、令和 7 年度に本格実装に向けてビジネスモデル構築を開始した。令和 8 年度はさらに事業化を加速する。

なお、令和 7 年度は、MUP を「うごく・まなぶ・つながる」の 3 要素に再構築し、専門機関と連携したコンディショニング導入やリテラシー向上プログラムの強化、指導者育成により伴走型支援の質を向上させた。このプログラム刷新により予約数は約 2 倍、リピート率は+6 ポイント、効果実感指標も+16.9 ポイント改善するなど、継続率向上の兆しが得られた。

更に、無関心層対策として 20 分の特別プログラム（専門家による最新知見の講義をライブ・オンデマンドで提供）を展開し、LINE 登録のみで参加可能とする低負荷設計により継続的な情報接触を実現した。その結果、参加後の即時予約率 30.2%を達成するなど、行動変容効果を確認した。

また、累計会員数は約 1,600 人となり、無料の 20 分の特別プログラムについては、約 7,000 人への情報提供を実現し、自治体 14 団体での展開が進んだ。チャンネル別では、自治体介入により会員化率 13.6%の成功事例を創出している。

これらの成果に対して、課題としては、令和 10 年目標である会員 1 万人に対しては会員数が不足していることであり、集客戦略における最重要課題として、社会的な周知不足があると考えている。これは、子育て女性が直面している課題が「社会事」になっていないために、女性自身がセルフケアの重要性に気が付いておらず、また周囲の支えが不足している状況であり、社会的な関心が醸成されていない状態で、保健師や企業チャンネル、BtoC の施策を打っても、MUP への会員化率が上がらないのが現状である。加えて、ターゲットへのリーチボリュームや情報提供の頻度が少なく、接点

が限られていることも課題である。この課題に対しては、自治体だけに頼るのではなく、企業での広がりを目指す。

そのため、①における社会実装のためのマーケティング・PRのコンサルティングを引き続き実施することとし、令和8年度においては、子育て女性の課題が社会事化され、地域全体でこの課題に取り組む気運が醸成されるようなエリアマーケティング、企業によるMUPの拡大の2点に特に重点をおいて取り組み、令和10年3月の事業終了時点でのKPI（Key Performance Indicator；会員1万人、継続率8割）をめざす。

#### ■『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』の概要

【実施期間】 実施機関の令和5年6月30日(金)から令和10年3月31日(金)まで

##### 【研究開発の背景】

子育て家庭は、経済面、育児負担等の様々な課題を抱え、妊婦・子育て女性における心身の健康度の悪化が指摘されている。しかし、妊婦・子育て女性自身の心身をケアする施策は不十分といえる。当事者自身の健康維持は、育児に伴う疲労軽減やメンタルヘルスの悪化予防のために不可欠であるにも関わらず、子育て中心の生活により自身のケアは後回しになりがちである。その背景には、妊娠前からの痩せすぎや健康リテラシーの低さ、また子育てと並行して自身のケアをする時間を持つことに対し当事者が後ろめたさを感じやすい風潮もある。このため、妊婦・子育て女性の心身の健康への自律的な取り組み促進と、子育て家庭をとりまく地域社会の寛容性の向上が必要である。

また、働く女性が抱える健康課題の深刻さと女性特有の健康課題による経済損失も現代日本の課題のひとつである。その背景には、企業内での女性特有の健康課題に対する理解の乏しさによる取組み不足や、女性の痩せや運動不足など日本の若年女性全体が抱える基礎体力の低下といったことがあげられる。

##### 【研究開発の内容】

本研究開発では、妊産婦を含む女性の自律的健康行動の促進に加えて、社会全体の子育てへの寛容性向上、働く女性の健康への職場のリテラシー向上を図る。具体的な取組内容は、女性の健康状態の改善を目指したDX伴走型支援MUPの開発、女性版健康経営を推進するための制度とモデルの開発に加えて、女性の自律的健康行動の促進のためのPR技術の開発、そして、子育て女性を支えたり、当事者が自分自身に時間をかけることを推奨したりする周囲の環境構築、企業内での女性特有の健康課題への理解の促進のためのPR技術の開発を行う。このPR技術は通常のPR技術とは異なり、子育てや就業中（多くは両立をしている状況）の多忙な女性が自分自身のケアをすることを促進するといった点で非常に挑戦的である。

なお、今回の業務は、女性版健康経営を推進するための制度とモデルの開発及び企業内での女性特有の健康課題への理解の促進のためのPR技術の開発には関連しない。

### 3. 契約期間

業務期間：契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

※業務報告書の作成も含め、上記期間内に完了させること

#### 4. 業務内容

MUPとは妊婦・子育て女性が運動・相談ができるDX型伴走支援であり、会員は週に2回のオンラインサービス及び月に1回の対面でのサービス（モデル自治体・地域）を受けることができる。このサービスとは、筑波大学の研究者及び保健師や助産師、健康運動指導士などの専門家チームが提供するオンライン中心のオリジナルプログラムであり、科学的根拠に基づく産前産後のママのからだに適した「運動」と「子育ての学び」、専門家との「つながり」の3つの柱で、産前産後の女性たちをサポートするものである。令和5年度より開始した本プログラムは、12自治体・コミュニティでの運用（対面及びオンライン）及び全国（オンライン）の妊婦・産後女性を対象とし実施してきており、令和7年度当初時点では約200名の会員であった。そして、参加者は心身の健康状態が改善していることが検証結果から分かってきている。一方でその効果にも関わらず、会員増加が限定的であったことが令和7年度の課題であった。また、社会実装にむけてステークホルダーが増え、ビジネスの視点でのマネジメントを行うことにも課題を抱えていた。そこで令和7年度は、コンサルタントに委託し、戦略を立てて、戦術面での実行計画を策定し、実行した。その結果、MUPを「うごく・まなぶ・つながる」へ再構築し、専門機関連携やリテラシー向上、指導者育成により予約数2倍、リピート率+6ポイント、効果実感+16.9ポイントと成果を得た。無関心層向け20分プログラムも即時予約率30.2%と行動変容を促進。会員は約1,600人となり、自治体14団体で展開が進んだ。加えてプロジェクトのマネジメント体制も整い、社会実装に向けて運営会社との協議も開始することが出来た。しかし、令和10年3月終了時のKPIである会員1万人の獲得に向けては現状の会員数では不足している。そこで、令和8年度は課題の社会実装を進めるエリアマーケティングと企業展開を重点強化する必要があるため、以下の業務委託を行う。

##### ① MUPにおけるマーケティング戦略立案並びに伴走型コンサルティング支援

具体的には、事業終了時のKPIである会員1万人の獲得に向けてマーケティング戦略の立案及び、マーケティングコンサルティングの実施

以下は提案の内容に盛り込むべき必須の要件・項目である。

本要件・項目以外にもMUPにおけるエリアマーケティング戦略・企業展開戦略立案並びに伴走型コンサルティング支援として妥当と考える取組や、実現性のある提案を具体的にを行うこと。

- (1) KPI到達（会員1万人）のための令和7年度のマーケティング施策の分析
- (2) 分析に基づく評価とそれをもとにした戦略立案
- (3) コンサルティングとして月1回2時間の打ち合わせと進捗報告

成果物：KPI到達のための戦略立案・戦術資料／マーケティング施策分析結果、コンサルティング記録

② MUP の PR 戦略立案とそれに基づく戦術面での実行計画の策定

具体的には、各プロモーション・エリア PR・企業向け PR 施策をはじめとする戦術の実行計画の策定

以下は提案の内容に盛り込むべき必須の要件・項目である。

本要件・項目以外にも MUP の PR 戦略立案とそれに基づく戦術面での実行計画の策定として妥当と考える取組や、実現性のある提案を具体的に行うこと。

- (1) 令和7年度 PR 施策 (SNS 戦略、イベント開催、自治体での PR) の分析
- (2) 分析に基づく評価とそれをもとにした戦略立案と戦術面での実行計画策定
- (3) 実行計画の進捗報告として各週に1回1時間の打ち合わせ

成果物：年間 PR 計画、ターゲット別施策、チャンネル戦略、効果測定資料

③ MUP のプロジェクト推進のためのプロジェクトマネジメント・PMO (Project Management Office) 機能

具体的には、各タスクフォースでの進行を取りまとめる PM (Project Management) の補佐・プロジェクト全体の進行管理

以下は提案の内容に盛り込むべき必須の要件・項目である。

本要件・項目以外にも MUP のプロジェクト推進のためのプロジェクトマネジメント・PMO 機能として妥当と考える取組や、実現性のある提案を具体的に行うこと。

- (1) タスクフォースの立ち上げとメンバリング
- (2) タスクフォースの進行についての報告 (毎週1回2時間)

成果物：進捗管理表、課題管理表、会議記録

④ 業務進行管理及び成果報告

上記①～③について、厳密にそしてスピード感をもって進めていく必要性から、フェーズを区切り、12月末、3月末でそれぞれの業務内容と成果の報告書の提出を求める。

⑤ 本業務の範囲

・本業務に含む内容

上記①～④の通り、戦略立案、伴走支援を主業務とする。

・本業務に含まない内容

上記①～④以外、特に実制作、運用、媒体費は含まない。また、C1 の実施する②働く女性の健康改善のための中小企業を巻き込んだ健康経営の制度とモデルの開発に関連する業務は含まない。

また、上記①～③の担当者は、マーケティングの経験が豊富で、且つ、得意とする1名、PR の専門家1名、ビジネスコンサルタントとしての経験が豊富でマネジメントに長けた1名、調査分析のスキルをもつ1名 (計4名) 以上配置すること。

## 5. 業務指示

本業務の実施に当たっては、関連する法令等、契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、本学と協議・調整を行いながら業務を遂行すること。

〒305-8571 茨城県つくば市天王台1-1-1  
国立大学法人筑波大学 松島みどり研究室 (3K420 室)  
E-mail : matsushima.midori.gb@u.tsukuba.ac.jp  
電話 : 029-853-6299

## 6. 資料収集

業務に必要な資料及び情報の収集は、受任者が行うものとし、本学は業務の遂行に協力する。また、本学から貸与された資料は一覧表を作成し、業務完了後速やかに本学に返還するものとする。

## 7. 業務報告書等

受任者は、令和8年12月25日(金) (中間報告) 及び令和9年3月31日(水) (最終報告) までに、次の書類等を提出すること。

- ① 4. 業務内容①～③に示す成果物 1部
- ② 上記①の電子データを収めた記録媒体 (CD-R 等) 1枚

なお、中間報告については、令和8年12月18日(金) までの業務の報告とする。

## 8. 提出先

〒305-8571 茨城県つくば市天王台1-1-1  
国立大学法人筑波大学 松島みどり研究室 (3K420 室)  
E-mail : matsushima.midori.gb@u.tsukuba.ac.jp  
電話 : 029-853-6299

## 9. 検収

報告書等は本学の担当者による検収を受けるものとする。

## 10. 支払い

請負代金は、中間報告(12月)後及び最終報告(3月)後の2回に支払うものとし、当該期間の業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

## 11. その他

- ① 業務の実施に当たっては、本学と密に連絡調整の上進めることとし、事前に業務実

施体制、実施スケジュールを提出すること。

- ② 業務委託料には、本業務の実施に必要な一切の経費（旅費交通費等を含む）を含むものとする。
- ③ 秘密保持
  - (1) 本学が提供する資料、情報は、本学の許可なく第三者に貸与、公開（公表）しないこと。
  - (2) 業務上知り得た情報は、本学の許可なく公開（公表）しないこと。
- ④ 業務遂行に当たって疑問が生じた場合は、質疑事項を文書にして上記 8 に提出すること。
- ⑤ 本仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、契約当事者間で協議の上、決定するものとする。
- ⑥ 受任者が第三者の著作物や写真を使用する場合、著作権などの処理については受任者が責任をもって対応すること。
- ⑦ 本業務により作成された成果物に係る著作権その他一切の権利は、本学に帰属するものとする。ただし、受託者が従前から保有するノウハウ、テンプレート等を除く。
- ⑧ 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。